

番号	該当箇所	質問	回答
1	公募要領 4_事業者選定スケジュール	企画提案会はオンライン開催と現地開催のいずれを想定されていますか。 また、プレゼンテーションを行う場合の発表時間の目安はありますか。	企画提案会はオンライン開催を想定しています。 プレゼンテーションの発表時間は説明15分、質疑応答10分を想定していますが、詳細については企画提案書の提出後に通知します。
2	仕様書 5 ②_会場提案・調整・運営	会場要件における「大阪駅付近」の定義について、大阪駅から1〜2駅程度離れた会場も提案対象に含まれますか。	利便性の観点からJR大阪駅から徒歩圏内の会場での開催を想定していますが、本業務の目的や主旨に合致するのであれば大阪駅から 1 〜 2 駅程度離れた会場も提案対象外とはしていません。
3	仕様書 5 ②_会場提案・調整・運営	パネリストの手配にあたり、現時点で検討されているピッチとパネルディスカッションの内容を教えてください。	ピッチとパネルディスカッションの内容が未定のため、現時点では提供できる情報がありません。
4	仕様書 5 ③_広報・問い合わせ	「掲載用のデータ収集に協力すること」と記載されていますが、具体的にどのようなデータを想定されていますか。	提案いただいたパネリストのプロフィールデータやパネルディスカッションのテーマに沿った取り組み内容などのデータを想定しています。
5	仕様書 5 ④_ 装飾物作成・配送・搬入搬出	装飾物はプロジェクトピッチ用のパネル（5枚程度）の作成に限定されますか。 追加でロールアップバナーやタペストリーの制作も含まれますか。	装飾物の作成については、仕様書項番 5 の④に記載のとおりポスター等を想定しています。 ポスター等はイベントをPRするためのものやプロジェクトを紹介するものが想定されますが、特に装飾物の種類を限定していませんので、自由に提案してください。 なお、過去に本市で作成したロールアップバナー（サイズ：W850×H2040mm、2枚）もお使いいただけます。
6	仕様書 5 ④_ 装飾物作成・配送・搬入搬出	ポスターのサイズ、種類（例：印刷後にハレパネに貼付等）、および想定枚数について、基準や想定はありますか。	ポスターのサイズ・種類・枚数に基準や想定はありませんので、会場に合わせて自由に提案してください。 なお、過去に開催した際に本市で作成したポスターのサイズはB1、種類は一般的なポスターの素材です。
7	仕様書 5 ④_ 装飾物作成・配送・搬入搬出	会場の装飾物（ポスター等）作成は、既存のデザインデータをそのまま印刷すれば良いのですか。もしくは再デザインが必要ですか。	仕様書項番 5 の④に記載のとおり、既存のロゴマーク・色合いを使用して装飾物のデザインを提案してください。 ロゴマークと色合いは、仕様書項番 6 に記載している2025年 9 月開催実績の神戸市ガバメントピッチの特設ホームページに掲載している下図のとおりです。 
8	仕様書 5 ④_ 装飾物作成・配送・搬入搬出	装飾物（ポスター等）の作成について、市が指定するロゴマーク等を用いたうえで受託者がデザイン・印刷を請け負うという意味ですか。あるいは、完成原稿を支給いただき、印刷のみを請け負うという意味ですか。	市が指定するロゴマーク等を用いたうえで受託者がデザイン・印刷を請け負うという意味です。 （デザインについては、番号 7 の回答も参考にしてください。）
9	仕様書 5 ⑤_ 会場設営・進行・撮影・撤収	動画の納品形態について、イベント全体を記録としてそのまま残す形の「全編記録動画」と、ハイライトを短く編集した「ダイジェスト動画」のいずれを想定されていますか。 あわせて、動画をどのように活用する予定か（記録保存・広報発信等）可能な範囲で教えてください。	動画についてはイベントの「全編記録動画」と「ダイジェスト動画」のどちらも提供をお願いします。 「全編記録動画」は本市での記録保存用、「ダイジェスト動画」は広報発信用での活用を想定しています。
10	仕様書 5 ⑤_ 会場設営・進行・撮影・撤収	「イベント全体の動画撮影を行い、本市にデータ提供を行うこと」と記載されていますが、撮影した動画素材の提供のみで、編集は不要ですか。	番号 9 の回答のとおりです。

番号	該当箇所	質問	回答
11	仕様書 6_実施体制	「前回実績と同程度以上の人員を確保すること」と記載されていますが、この16名の中には神戸市担当部署のスタッフの方も含んでいますか。また、仮に神戸市担当部署のスタッフを含まない人数だった場合、提案主体の社員以外に、協力団体・企業の人員も含めて良いですか。	本市のスタッフは運営体制の人数に含まれていません。 本市の委託契約約款第2条第1項において、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならないとしています。 また、仕様書項番7（1）のとおり、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託できません。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではありません。